

# 『え!? こんなに税金払うの!?』

## ~事業承継の対策は特例がある今がチャンス~

こんなお悩み、  
ありませんか?



- 代々続く会社を親から引き継ぐ予定だけど、贈与・相続の税金が心配…
- 子供二人に経営をバトンタッチしたいけど、贈与税の負担をかけたくない…
- 優秀な社員に将来の経営も任せたいんだけど、贈与税の問題が引っかかる… など

その悩み、事業承継税制で解決できるかもしれません!

### (法人版) 事業承継税制ってなに?

エントリーシートを提出すれば、贈与税・相続税が優遇されます!

#### Point!

- 自社株を贈与・相続するときの税負担がゼロ!
- 親族外を含む複数の株主から後継者(最大3人)へ!  
このほかにも、次のような特徴があります
- 廃業などの「万が一」にも減免あり
- 雇用要件を満たせなくても、認定支援機関の指導・助言により猶予継続も可能



#### 「知らなかった」は損! ? 期限があることに注意!

- 特例を受けるには2024年3月末まで(※)にエントリーが必要
- 実際に事業承継を行う期限は2027年12月末まで

※令和4年度税制改正により、エントリーの期限が1年延長(2024年3月末まで)されました。



### 「エントリーシート」ってなに?

事業承継税制の特例(贈与・相続時の税負担ゼロ)を受けるため、都道府県に提出が必要なもので、「特例承継計画」と呼ばれます

#### Check!

下記①から④について検討し、特例承継計画に記載する必要があります

### 活用した経営者からの声



株4030ホールディングス  
【資本金8,000万・紙製品卸売等】  
代表取締役 塩澤 好久氏  
(計画提出:2020年11月)

計画はA4用紙に数ページ程度の分量で、作成は容易でした。

自社の事業承継を改めて考える良い機会となり、何より後継者の負担を軽減できるのは大きなメリットです。

計画提出後も変更可能で、税制を利用しなくなっても罰則や延滞税はないので、多くの方に検討をおすすめします。

※計画の内容について、認定経営革新等支援機関(国が認定した税理士等の士業、金融機関、商工会議所等)に指導・助言を受けてください

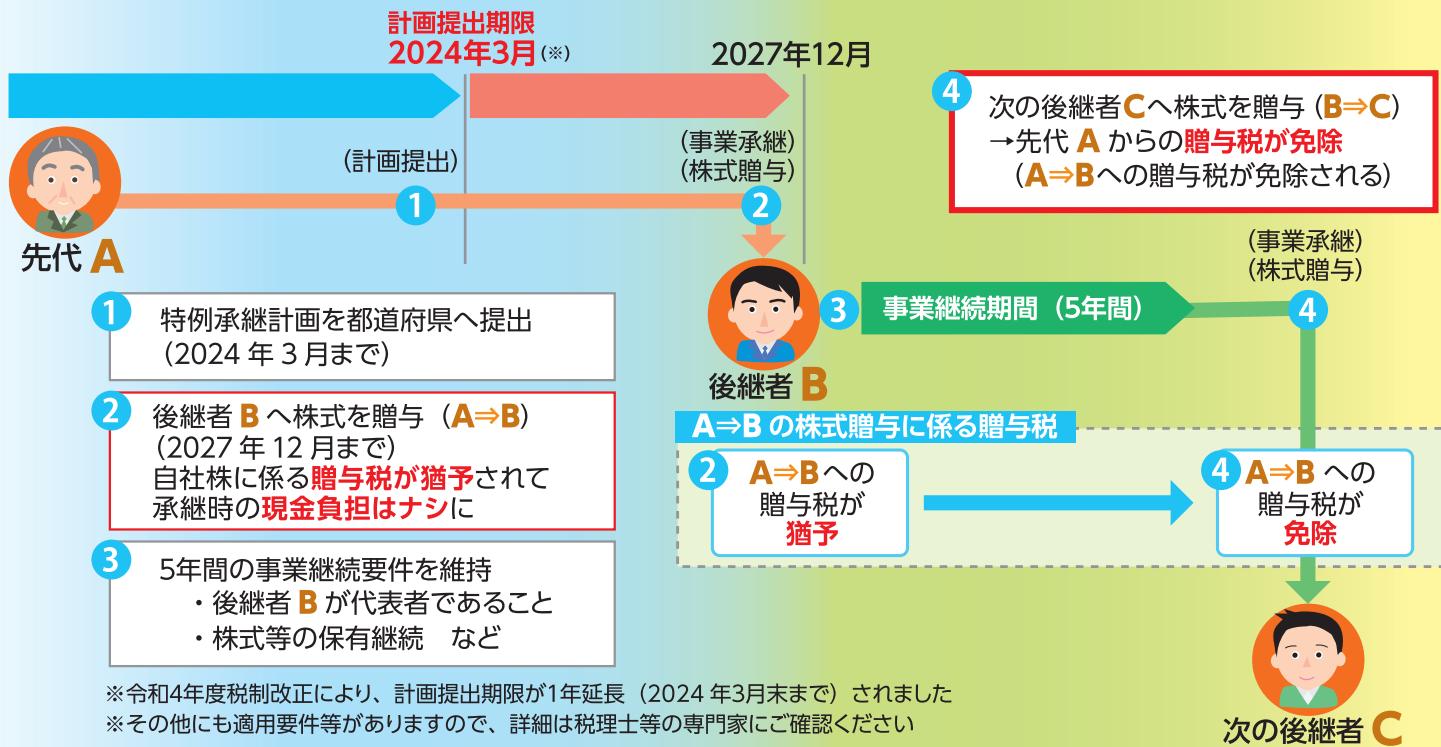
① 後継者  
(最大3名まで)

② 株式の承継時期

③ 承継時期までの  
経営課題

④ 承継後5年間の  
経営計画

# 事業承継税制の特例を使った「税負担ゼロ」のモデルケース



## よくある疑問

- Q** **A** 納税猶予ということは、結局、贈与税・相続税を払うの？
- Q** **A** 計画に沿って事業を継続して、**次の後継者に承継すれば免除されます**
- Q** **A** 後継者へ引継ぎ後、もし経営が悪化して廃業する場合はどうなるの？
- Q** **A** 5年以上事業を継続したのち、経営悪化により廃業を選択する場合等、  
その時点の株式評価額を基に税額を再計算して、  
**事業承継時に猶予されていた税額との差額は免除されます**
- Q** **A** まだ後継者が決まってないけど、エントリーできるの？
- Q** **A** エントリーできます。**計画提出後に後継者を変更することも可能なので、**  
もし後継者が変更になったら、その時点で変更届を提出しましょう



## 事業承継に関するご相談は、各窓口にお問い合わせください



税務に関するご相談  
お近くの税理士へ

事業承継税制の確認・認定申請など、税務に関するご相談は、  
お近くの税理士までご相談ください。

事業承継全般に関するご相談  
事業承継・引継ぎ  
支援センター

親族内承継、従業員承継、第三者承継など、  
中小企業の事業承継に関するあらゆるご相談に対応します。  
【事業承継・引継ぎポータルサイト】<https://shoukei.smrj.go.jp/>



経営改善に関するご相談  
商工会議所

中小・小規模事業者等を対象に、事業承継に向けた経営改善の訪問  
相談や窓口相談、専門家派遣等を実施しております。  
詳しくは地域の商工会議所までお問い合わせください。  
【商工会議所名簿】<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

